

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
保険業法施行規則		
1	（運用報告書の電磁的交付の方法に関し、）規則第 54 条の 5 第 1 項第 1 号イ及びロ並びに第 3 項では、「保険契約者『及び』」とあるが、これでは、条文上、保険契約者とストレージサービサー（保険契約者との契約により保険契約者の使用に係る電子計算機を備え置く者）の両方の電子計算機に記録等をしなければならないという疑義が生じうるため、同条第 1 項第 1 号イ及びロについては、「保険契約者『又は』」とし、第 3 項についても、「保険契約者『若しくは』」とし、規定の趣旨を明確にするべきである。	ご指摘を踏まえ、保険業法施行規則第 54 条の 5 第 1 項第 1 号イ及びロについては、「保険契約者及び」を「保険契約者又は」に、同条第 3 項については、「保険契約者及び」を「保険契約者若しくは」に修正いたします。
2	（運用報告書の保存期間の起算日について、）規則第 54 条の 5 第 2 項第 3 号では、「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるが、「金銭の運用」には、個別の株式や債券の売買取引のほか、例えば、株式や債券を保有していることもこれに該当することから、上記の「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」は、個別の売買取引を最後に行った日ではなく、（運用報告書の）対象期間の最終日であるとの理解でよい。	貴見のとおりです。
3	規則第 56 条第 6 項において、特定子会社の要件として「当該特定子会社が当該新興企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実」とあるが、これには、例えば、当該特定子会社が当該新興企業等の取締役指名権を有している場合などがこれに該当するとの理解でよい。	貴見のとおりです。

4	規則第 56 条の 2 第 2 項において、保険会社の子会社が行える金融関連業務として「保育所の運営業務」、「古物競りあっせん業」が追加されているが、銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項に掲げる業務の一部である保険専門関連業務としてこれらの業務を追加する案は示されていない。（その他預金取扱金融機関に関する省令も同様に改正案は示されていない。）保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ報告書において保育所の運営業務と類似性があると触れられている老人福祉施設等の運営業務が保険専門関連業務として認められている以上、保育所の運営業務等についても銀行子会社の保険専門関連業務として認めるべきではないか。	保険会社の子会社が行える業務として、「保育所運営業務」及び「古物競りあっせん業」を追加することについては、「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」において、保険会社等が現に提供しているサービスとの関連性や利用者利便の観点等から議論がなされ、これらを保険会社のグループの業務として認めることが適当とされたことを踏まえたものです。 これらの業務を銀行子会社の業務として追加することに関しては、別途、銀行子会社の業務の特性等を踏まえた慎重な検討が必要であると考えます。
5	規則第 88 条の 4 第 2 号の「共同保険契約に係る主要な事務を行う者以外の者」とは、共同保険契約それぞれの契約条項に基づいて保険証券の発行などの事務を行ういわゆる幹事会社以外の会社のことを示していると理解してよいのか。	貴見のとおりです。
6	規則第 88 条の 4 第 2 号ロにおいて「引受割合の全てに応じた共同保険契約を移転するものであること」とあるが、これは、ある社が保有する共同保険契約に、本条各号の要件をすべて満たす共同保険契約と満たさない共同保険契約とが混在する場合には、前者については個別通知が公告で足りる（保険業法第 137 条第 1 項但し書きの規定が適用される）ものの、後者については個別通知が義務づけられる（当該規定が適用されない。個々の移転対象契約ごとに適用の有無が判定される。）と理解してよいのか。	貴見のとおりです。